

名古屋市旅館業法の施行等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8年 3月27日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第4号

名古屋市旅館業法の施行等に関する条例の一部を改正する条例

名古屋市旅館業法の施行等に関する条例（平成15年名古屋市条例第 5号）の一部を次のように改正する。

第 4条第 8号から第10号までを次のように改める。

(8) 浴室その他の入浴者の浴用に供する場所（以下「浴室等」という。）は、常に清潔を保つこと。

(9) 入浴者の浴用に供する湯又は水は、次に掲げる措置を講ずること。

ア 規則で定める水質基準を保つこと。

イ 湯栓及び水栓から供給される湯又は水には、浴槽水（浴槽内の湯又は水をいう。以下同じ。）及び再利用をした湯又は水を使用しないこと。

(10) 前号アに掲げるもののほか、浴槽水は、常に満ちているようにし、次に掲げる措置を講ずること。ただし、市長が公衆衛生上支障がないと認めた場合は、この限りでない。

ア 塩素系薬剤を用い、浴槽水に含まれる遊離残留塩素濃度を 1リットル

につき 0.4ミリグラム以上に保つようにして消毒すること。

イ ろ過器を設ける場合は、規則で定めるところにより、浴槽水の水質検査を行うこと。

第 4条中第15号を第17号とし、第14号を第16号とし、同条第13号中「洗面所」を「洗面設備」に改め、同号を同条第15号とし、同条第12号中「浴湯」を「浴用に供する湯」に改め、同号を同条第13号とし、同号の次に次の 1号を加える。

(14) 第10号アに規定する浴槽水の消毒、同号イに規定する浴槽水の水質検査その他浴用に供する設備の衛生管理に係る措置の実施状況について記録し、及び保存すること。

第 4条第11号を次のように改め、同号を同条第12号とする。

(11) ろ過器その他の設備は、次に掲げる措置を講ずること。

ア ろ過器は、毎週 1回以上逆洗浄（湯又は水を逆流させてろ過器内を洗浄することをいう。以下同じ。）その他の適切な方法により汚れを排出し、及び消毒すること。

イ 湯又は水を浴槽とろ過器の間で循環させるための配管の内部は、毎週 1回以上消毒すること。

ウ 集毛器は、毎日清掃し、及び毎週 1回以上消毒すること。

エ 気泡発生装置等（気泡発生装置その他の水の微粒子を発生させる設備をいう。以下同じ。）は、定期的に清掃し、及び消毒すること。

オ 浴槽から浴槽外にあふれ出た湯又は水を回収する配管及び当該湯又は水を回収する槽（以下「回収槽」という。）の内部は、頻繁に清掃し、及び消毒するとともに、回収槽の湯又は水を塩素系薬剤を用い消毒すること。

カ 湯又は水を浴槽とろ過器等の間で循環させるための配管の内部に生物膜がある場合には、これを除去すること。

キ 浴槽とろ過器の間に設けられた設備等は、定期的に清掃し、及び消毒すること。

第 4条第10号の次に次の 1号を加える。

(11) 浴槽は、毎日、浴槽水を完全に排水して清掃すること。ただし、ろ過器を使用している浴槽にあっては、毎週 1回以上、浴槽水を完全に排水し

て清掃すること。

第 6条第 4号及び第 5号を次のように改める。

(4) 客室に入浴設備を設ける場合は、次の要件を満たすものであること。

ア 浴室等は、当該客室の外から容易に見通すことができない構造であること。

イ 次号イからクまで（ク(ア)及び(イ)に掲げるものを除く。）に規定する基準を満たすこと。

(5) 共同浴場を設ける場合は、次の要件を満たすものであること。

ア 浴室等は、次に掲げる基準を満たしていること。

(ア) 脱衣室及び洗い場は、適当な広さを有すること。

(イ) 男女別に区画し、相互に見通すことができない構造であること。

(ウ) 浴場外から容易に見通すことができない構造であること。

(エ) 脱衣室は、浴室とは扉等により区画されていること。

(オ) 浴室等の床その他適当な場所は、不浸透性の構造その他の公衆衛生上支障がない構造であること。

イ ろ過器を設ける場合は、次に掲げる基準を満たしていること。

(ア) ろ過器は、1時間当たりの処理能力が浴槽の容量以上のものであること。

(イ) ろ過器は、逆洗浄その他の適切な方法により汚れを排出することができる構造であること。

(ウ) ろ過器に湯又は水を送る経路上に集毛器を設けること。

(エ) ろ過器内に湯又は水が入る直前に塩素系薬剤の注入口又は投入口を設けること。

(オ) ろ過した湯又は水が浴槽の底部に近い部分から流入される構造その他の公衆衛生上支障がない構造であること。

ウ 浴槽から浴槽外にあふれ出た湯又は水を浴用に供しない構造であること。ただし、次に掲げる措置を講ずる場合は、この限りでない。

(ア) 浴槽から浴槽外にあふれ出た湯又は水を、回収槽を経由して、ろ過器に送る構造であること。

(イ) 回収槽は、内部を容易に清掃できる位置及び構造であること。

- (ウ) 回収槽の湯又は水を消毒することができる設備を設けること。
- エ 気泡発生装置等を設ける場合は、空気取入口からほこり等が入らない構造であること。
- オ 打たせ湯を設ける場合は、循環している浴槽水を用いない構造であること。
- カ 水位計を設ける場合は、配管内を洗浄し、及び消毒することができる構造又は配管等を要しない構造であること。
- キ 屋外に浴槽を設ける場合は、屋外の浴槽水が浴室の浴槽に流入しない構造であること。
- ク 蒸気室又は熱気室（以下「蒸気室等」という。）を設ける場合は、次に掲げる基準を満たしていること。
 - (ア) 換気を適切に行うため、給気口及び排気口を適当な位置に設けること。
 - (イ) 蒸気室等の室内の状態を容易に見通すことのできる構造であること。
 - (ウ) 室内には、非常用ブザー等を備えること。

第11条第 1項中「許可の申請」の次に「（以下「営業許可申請」という。）」を加え、「当該申請」を「営業許可申請」に改め、同条第 3項中「法第 3条第 1項の許可の申請」を「営業許可申請」に、「を行った結果」を「に係る内容」に改め、同項を同条第 4項とし、同条第 2項を同条第 3項とし、同条第 1項の次に次の 1項を加える。

2 営業計画の公表をしようとする者は、あらかじめ、市長に対し、営業計画の内容を明らかにした書類及び公表に必要な書類を提出しなければならない。
第11条に次の 1項を加える。

5 前項の報告をした者は、営業許可申請に対する処分を受けるまでの間に営業計画の変更をしようとするときは、あらかじめ、市長に対し、当該変更の内容を明らかにする書類を示し、その内容に応じて市長が必要と認める手続を行わなければならない。

第12条を第13条とし、第11条の次に次の 1条を加える。

（指導、勧告及び公表）

第12条 市長は、前条（第 3項を除く。）の規定による手続をせずに営業許可

申請をしようとする者又は営業許可申請をした者（以下「営業許可申請者等」という。）に対し、営業計画を定め、公表すること等を指導し、又は勧告することができる。

2 市長は、偽りその他不正な手段により前項の申請をした営業許可申請者等に対し、営業計画の廃止、変更等を指導し、又は勧告することができる。

3 市長は、営業計画に定められるべき事項の内容により生じた紛争を解決しようとし、ない営業許可申請者等に対し、当該紛争を解決するよう指導し、又は勧告することができる。

4 市長は、第 1項及び第 2項の規定による勧告（前条第 2項の規定による書類の提出に係るものを除く。）を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わないときは、あらかじめその者に意見を述べる機会を与えた上で、その旨を公表することができる。

附 則

1 この条例は、令和 8年 4月 1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第 4条の改正規定（同条第 8号から第10号までに係る部分、同条中第15号を第17号とし、第14号を第16号とし、第13号を第15号とし、第12号を第13号とし、第13号の次に 1号を加える部分、同条第11号に係る部分、同条を同条第12号とする部分及び同条第10号の次に 1号を加える部分に限る。）は、同年 7月 1日から施行する。

2 この条例による改正前の名古屋市旅館業法の施行等に関する条例第 4条第 8号から第11号までの規定は、施行日以後も、令和 8年 6月30日までの間、なおその効力を有する。

3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置されようとしている次に掲げる旅館業の施設に係る構造設備の基準については、この条例による改正後の名古屋市旅館業法の施行等に関する条例第 6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、この条例の施行後に構造設備を変更しようとする場合における当該変更後の構造設備（当該変更部分に限る。）については、この限りでない。

(1) 旅館業法（昭和23年法律第 138号）第 3条第 1項に規定する許可を受け、

又はその申請をしている施設

(2) 建築基準法（昭和25年法律第 201号）第 6条第 1項又は第 6条の 2第 1項の規定による確認の申請がされている施設

(3) 前 2号に掲げるもののほか、市長が別に定める手続がされている施設